

天草不知火海区漁業調整委員会

第363回議事録

令和元年（2019年）12月12日開催

天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会及び
第363回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和元年（2019年）12月12日（木） 午後2時から
- 2 開催場所 ホテル熊本テルサ 2階 りんどう・つばき
- 3 出席者
（出席委員） 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎
佐々木倫一 友村喜一 山口秀康 内野明德 福田靖
横田政司 鎌賀泰文 藤木美才
（欠席委員） 桑原千知 山田豊隆
（水産振興課）主幹 山下幸寿 参事 内川純一 主任技師 高日新也
（漁業取締事務所）副所長 齊藤裕勝 技師 水本雅之
（熊本県漁業協同組合連合会）業務部次長 宮本幸生
（天草広域本部水産課）技師 池崎公亮
（事務局）事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 参事 國武浩美
主任技師 多治見誠亮

4 議事次第

天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会

- 1 開 会
- 2 公聴会
- 3 閉 会

第363回天草不知火海区漁業調整委員会

- 1 開 会
- 2 議 事
（1）議 題
第1号議案
天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等）について（答申）
第2号議案
熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
（諮問）
第3号議案
長崎県南部海区漁業調整委員会との定期協議について（協議）
（2）報 告
改正漁業法に関することについて
- 3 閉 会

議事の経過

【公聴会】

事務局

ただ今から、天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会を開催いたします。

会長

事務局に確認いたします。
公聴会において意見を述べようとする者から、事前に書面の提出がありましたか。

事務局

昨日までに書類の提出はありませんでした。

会長

事前に公聴会で意見を述べたいと届け出た方は、いないようです。
また、本日この会場にも、公聴会で意見を述べようとする方は来ておられません。
公聴会を開催しましたが、意見を述べる方はいらっしゃらなかったということで、公聴会を閉会いたします。
よろしいですか。

委員

異議なし。

【委員会】

事務局

続きまして、第363回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。
それでは、委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。
本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。
それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。
天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会及び第363回天草不知火海区漁業調整委員会次第という資料を1部お配りしております。
過不足等ありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。

今年も残り少なくなりました。大変お忙しい中に、本日御出席いただき、ほんとうにありがとうございます。

それでは、ただ今から第363回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 浜委員と桑原委員の予定でしたが、桑原委員が欠席ですので、友村委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。それでは議事に入ります。

議題の第1号議案、天草不知火海区における漁場計画についてです。

これについては、令和元年（2019年）10月23日付けで熊本県知事から諮問があり、前回の第362回委員会で漁場計画について質疑を行ったところです。

前回の説明に加えて、県から説明することがありますか。

水産振興課

水産振興課でございます。

天草不知火海区における漁場計画についてということで、特段追加の説明はございませんが、漁場計画の内容と今後のスケジュールにつきまして、再度簡単にご説明させていただきます。

資料5ページ「漁場計画一覧」をご覧ください。

今回は、天区第575号天草市牛深町地先における魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）と天区第253号上天草市大矢野町中地先におけるくるまえび養殖業の2つの漁場計画を策定することとしております。

また、今後のスケジュールにつきましては、資料4ページをご確認頂きたいのですが、「下段6 免許申請予定期間」に記載しておりますとおり、免許の申請期間を令和2年（2020年）2月3日から令和2年（2020年）2月28日までとし、免許予定日を「下段5 免許予定日」に記載しておりますとり、令和2年（2020年）4月1日とする予定です。

なお、免許にあたりましては、免許申請者の適格性や優先順位を審査し、その結果について再度当委員会にお諮りさせて頂くこととなります。時期につきましては、令和2年3月を予定しておりますが、その際はよろしくお願い致します。以上です。

議長 　　ただ今の説明について、委員の皆さんから御質問はございませんか。

委員 　　異議なし。

議長 　　ございませんか。

議長 　　それでは、異議なしということですのでお諮りします。第1号議案天草不知火海区における漁場計画については、異議ない旨答申し、併せて、大勢に影響のない軽微な変更については県において修正してかまわないとの付帯決議をするということによろしいですか。

委員 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございます。それでは異議ない旨、答申いたします。続きまして、第2号議案、熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課 　　水産振興課資源栽培班でございます。
今回、諮問しますのは、熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画で定めている、まあじ、まいわし、まさば及びごまさばについての漁獲可能量の変更についてです。
資料は12ページをご覧ください。
この県計画の元となる法律は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律ですが、この法律に基づき、国が基本計画を定めることとなっています。
この基本計画は、毎年見直されるため、基本計画と調和をとるべき県計画も変更する必要があります。
一枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。
表の右側が改正前の現行の計画、左側が改正案の計画案となっており、それぞれの修正箇所を下線を入れております。
今回は、「2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた期間及び数量に関する事項」につきまして、国の基本計画の変更に伴い、令和2年の管理対象期間及び管理量が示されましたので、県計画の該当する部分を改正して記載しています。
今回水産庁から示された令和2年におけるまあじ、まいわしの管

理量は、いずれも若干であり、昨年と同様でしたので、変更点は管理対象期間の更新のみとなります。

なお、まさば及びごまさばの管理量につきましては、来年の5月頃に水産庁から示される予定になっておりますので、その後に再度更新を行う予定です。

なお、この若干とは、過去の漁獲状況がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる場合の表現であり、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要となります。

続きまして、水産振興課でございます。

クロマグロについて、御説明させていただきます。

資料16ページからになります。

本日、御説明させていただきます事柄は、クロマグロの漁獲可能量について、変更がございましたので、御説明させていただきます。

新旧対照表を用いて、御説明したいと思っております。

資料21ページをお開きください。

今回、数量の変更について、御説明させていただきます。

4月1日から、現在、第5管理期間が始まっております。

開始当初、30kg未満の小型魚につきましては1.4トン、30kg以上の大型魚につきましては6.0トンでスタートしておりました。

水産庁が間に入って、各県、大型魚、小型魚の要求量がございません。

本県で言いますと、小型魚の方が獲られる漁業者さんが多くて、大型魚はあまりいらっしやらないという状況がございまして、どちらかというとな小型魚がもっとほしいなというような状況がございまして。

また、県によっては、その逆のパターンもあるということで、この知事管理量を有効に活用するために、トレードという制度が今年から始まりました。

9月以降、水産庁が間に入りまして、全国35都道府県の中で要望調査を行い、その結果、本県の大型魚1.5トン他県の1.5トンと交換すると、相対での交換ではなく、大型魚を交換したい熊本県と他、7都道府県と青森県と近海カツオ・マグロの小型魚と交換するということになりまして、熊本県の1.5トンは、大型魚1.5トンから小型魚の1.5トンに変わったという状況でございます。

新旧対照表の改正後をご覧ください。

当初、30kg未満の小型魚1.4トンが2.9トンになり、30kg以上の大型魚の6.0トンが、4.5トンになってございます。

それに伴いまして、その下、第3くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項とございます。

この2.9トンと4.5トンを有効に獲っていただくため、また、管理を実効あるものとするため、3か月毎の数量に分けてございます。

右側と左側、見比べていただいて、数量の変更に伴って、こちらの方を変更してございます。

説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 　　ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

脇島委員 　　すみません。

議長 　　はい。

脇島委員 　　前年比で、次年度の獲れ高を、できるだけ前年度比を上回らないような、説明があっているわけですが、世の中、獲れる年もあれば、獲れない年もあるんですね。

もの凄く獲れない年に、前年度があって、その次の年が、獲れたとする時には、前年度の年に合わせないといけないのか。

水産振興課 　　この若干という表記ですけれども、結構幅がありまして、100トンから1,000トンの間で動くことになりまして、その年による、若干の変動には対応できるようになっています。

あまり多くなりすぎると、若干という表記ではなくなり、数量が示されるという形になりますので、注意が必要かと思えます。

脇島委員 　　分かりました。

議長 　　他に何かございませんか。

委員 　　異議なし。

議長

ないですか。鎌賀委員ないですか。

委員

異議なし。

議長

先生方もございませんか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第2号議案、熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更については、特に意見なしと答申いたします。

続いて第3号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会との定期協議について」です、これについて事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。

まずお配りしました資料の23ページをご覧ください。

長崎県南部海区漁業調整委員会と当委員会との間で締結された協定書を付けております。

協定の目的は、天草市五和町地先と天草郡苓北町地先の対象海域におけるまき網漁業と釣漁業の操業秩序の確保となっております。

協定の区域は、資料28ページに区域図をお示ししております。

苓北地先のA区域におきましては、長崎県のまき網漁業は、3月1日から9月30日まで操業禁止となります。

五和地先のB区域におきましては、長崎県のまき網漁業は、周年操業禁止となります。

この協定の第4に、資料23ページに戻っていただきまして、「本協定の履行状況等を協議するため、両海区漁業調整委員会は、定期的に、また必要に応じ協議を行う。」とあります。

これを根拠に、資料26ページ、27ページの合意書と資料29ページの協議会運営要領が作られておましており、これらに基づき年に1回、当委員会と長崎県南部海区漁業調整委員会との間で協議を行っております。

会議の出席者につきましては、資料29ページの協議会運営要領の第3により、協議会の構成及び委員が定められており、海区委員会の委員を3名、加えて関係漁業者代表2名の合計5名が、協議会の構成及び委員になります。

また、協議会の開催につきましては、協議会運営要領の第4の2により、開催地は原則として両県交互とすると定められておりま

す。

昨年度は、長崎県で開催されましたので、今年度は熊本県での開催となります。

今年度の開催日程につきましては、両委員会の事務局で日程調整をしまして、令和2年(2020年)2月5日に開催する予定です。

つきましては、今年度の定期協議に御出席いただく方々の選出につきまして、事務局案を説明させていただきます。

資料30ページをご覧ください。

左側に平成30年度、長崎市で開催された定期協議会に御出席いただいた当委員会委員及び漁業者代表のお名前を載せております。

今回は、江口会長、前田副会長、横田委員にご出席いただいております。

併せて、漁業者代表ということで、天草漁協苓北支所を統括されている廣田理事、天草漁協五和支所を統括されている吉田理事に御出席をいただいております。

今年度、第16回定期協議会の代表委員(案)ということで表の右側に記載しております。

従前から会長及び副会長につきましては、御出席いただくということで、江口会長、前田副会長には御出席をお願いしたいと考えております。

また、残り1名につきましては、近年は、公益代表委員から御出席いただいておりますので、昨年に引き続き横田委員に御出席いただければと考えています。

漁業者代表としましては、今年度は天草漁協苓北支所の松野様、同漁協五和支所の吉田様に御出席いただきたいと考えております。

以上につきまして、ご協議の程よろしくお願い致します。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、出席者につきましては、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしということでございます。ありがとうございます。それでは出席していただく委員の皆様は、よろしくお願いいたします。

引き続き、協議会の中で報告する事項について説明をお願いします。

事務局

定期協議に先立ちまして、資料はございませんけれども、口頭で、

御報告させていただきます。

定期協議の事前準備としまして、県漁業取締事務所より直近1年間の当該海域周辺でのまき網の活動状況を報告いただいております。また、天草漁協苓北支所所属の漁業者及び同漁協五和支所所属の漁業者より情報の聞き取りを実施しております。

その結果ですが、まず、漁業取締事務所からの情報ですが、協定書のA海域とB海域の両海域とも、協定に違反するようなまき網の操業は確認していないとのことでした。

続いて五和、苓北地区の一本釣り漁業者及びえびこぎ網漁業者の方々からの情報ですが、協定に違反する行為は確認していないとのことでした。

以上につきましては、事務局より、定期協議の際に、長崎県側に報告したいと思っております。

次に、長崎県側に対する、地元漁業者からの要望等についてですが、「この協定の内容を引き続き遵守していただきたい。」という要望がございましたので、地元漁業者代表の松野様又は吉田様から発言していただこうと考えております。

定期協議におきましては、以上の報告と要望を行いたいと思いません。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、先程事務局が説明した内容を、令和2年2月5日に開催の両海区の定期協議において報告いたします。

次に、議事2の「報告」、「改正漁業法に関することについて」事務局より説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。

資料32ページをご覧ください。

改正漁業法に係る説明会につきましては、前回の当委員会でもお知らせしましたが、令和元年（2019年）11月25日から27

日にかけて、県内4か所で開催しました。

参加者は、主に漁協職員及び漁業者が主体で、市町村の職員や委員の方々にもご参加いただきました。

当日、御参加いただきました委員の皆様方につきましては、お忙しい中ありがとうございました。

また、当日、都合が付かず、御参加いただけなかった委員の皆様におかれましても、今後も説明会の開催を予定しておりますので、御案内申し上げます。

説明会当日は、国からも来ていただくようお願いをしておりましたが、他県の説明会にも参加を依頼されておるとのことで、日程の調整がつかず、今回は出席いただけませんでした。次回は、是非、出席してもらえよう調整したいと思います。

説明した内容につきましては、漁業法改正の内容、漁業許可、漁業権免許、海区漁業調整委員会の選任、漁業調整規則についてです。

参加者からは、漁業許可及び漁業権免許に係ること、漁業生産力の発展に関する計画、沿岸漁場管理制度、漁獲実績報告書に関すること、海区漁業調整委員の選任方法に関することについて、質問がありました。

今回の説明会では、御理解いただけない部分もあったと思います。

今後できるだけ、懇切丁寧な説明をする場を設け、改正漁業法の施行と同時に、漁協や漁業者が混乱することなく、手続き等が行えるよう対応したいと考えております。

事務局からの報告は以上です。

議長

はい、どうもありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、特に無いようですので、議事2の「報告」、「改正漁業法に関することについて」の質疑は終了いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

佐々木委員

はい。議長。

議長

はいどうぞ。

佐々木委員

ミニボートの件なんですけれども、浜組合長からもお話しただいていましたが、牛深の方でも、区画漁業権の中に入ったりして、漁師の漁船と接触したり、そういう問題が少しずつ出てきております。衝突した時は、ミニボートは小さく、養殖の漁船は大きいので分からず、そのまま離れたりして、接触した時はお互い誤ったりしているが、後から訴えるような状況が出てきている。釣り船は、何処でも良いということなんですけれども、ミニボートに対する指導をもう少ししないと大きなトラブルになってくるのではないかと心配しております。この前も、浜委員の方から提案もあっておりますけれども、早くどうかしていただきたいなと思っております。

事務局

ミニボートに関しましては、今年度、浜委員の方から、全漁調連に対して、要望ということで本県から提案させていただいております。全国の状況を聞きますと、他県でも近年ミニボートの危険行為が増加しているということで、全国的にも要望が非常に多かったということです。本県としましても、現場の状況等を確認したうえで、適切な対応がとれるように検討したいと思っております。

佐々木委員

お願いします。

友村委員

はい。

議長

はい、友村委員どうぞ。

友村委員

今の答弁に合わせてですけれども、アオリイカを釣るのに、木を入れてしば漬けというのをするんですけれども、そこにプレジャーボートが来て漁ができない状況ですよ。何とかしてくれと言って、前もお願いしたんですけれども。やはり、これは、いつか検討していただきたいと思っております。

それと、ちょうど魚が獲れる場所に、ミニボートがアンカーを打って、釣りをするんですね。漁業者が網漁業を操業するなら、釣りが優先じゃないと言われてもめるわけですよ。そこも検討していただきたい。

それと県の方にもお願いなんですけれども、養殖マダイが、600円/kgを割った状況です。例年、1,000円程度できていた

ものですから、まあいいだろうなあと思っていたんですが、ここ最近では600円/kgを割っているので養殖業者は大変な状況ですね。半面、青物は高いですね。かんぱち、しまあじなんかは。だから、バランス良く持っている人は良いんですけども、マダイを沢山持っている人は、なかなか大変な状況です。これは全国的な問題だと思います。特に、四国周辺が、沢山飼って、市場に沢山出すものですから、こういう状況が出てくるということですので、もし水産庁の方と協議をすることがあれば、その辺も詰めていただきたいと思います。

事務局 今後、改正漁業法関係で水産庁に行く機会も増えてくると思いますので、それについては担当課と協議をして、対応が可能なのかどうか確認したいと思います。ありがとうございました。

議長 他に、何かございませんか。

事務局 会長、すみません。

議長 はい、どうぞ。

事務局 漁業者さんと遊漁者さんのトラブルの話がありましたけれども、釣りタイムという釣りの雑誌がありまして、遊漁者の方にはきちんとルールを守って、漁業者さんの邪魔にならないようにとの啓発する記事は掲載させていただきました。そういう形でできるところは、取り組んで漁業者さんの迷惑にならないよう取り組んでまいります。

佐々木委員 よろしいですか。

議長 はい。

佐々木委員 釣具店からミニボートを買って、車で来るんですよ。そういった遊漁者が、牛深地区でも増えてきた。夜明け前ぐらいから釣りに出るので危ないという話です。天気の良い時は沖まで行く。海の状況を知らないんですね、何時荒れるかということも。漁師さんは、自分のところに遊漁者は、小さいミニボートでもプロッターを持っているので印をつけて、漁業者より早く漁場に行って、釣ってくるということもある。今の漁業者は、おとなしくなったのでトラブルは

ないけれども、そういうことがだいぶ増えてきた。釣具屋さんにももう少しそういう状況、許可漁業のところには近づかないように啓発を行っていただきたい。

議長

佐々木委員、大矢野でもそういったトラブルがあったもんですから、我々としても、遊漁者に釣りをするなどか言えないもんですから。

ただ、一番危ないのは、船外機で、2馬力かな。あれが無灯火で行くわけです。それも止められないので、各地区の役員さんたちに、遊漁者には旗を立ててもらうように、竿を使用して、漁船から見えるように。そういった活動は大矢野ではやっています。そうすると、やはり危険を感じるのか、旗を立てる遊漁船は増えてきた。魚探に映り難い。低いから、旗を立てるとレーダーに映るらしい。そういう指導はやってます。皆さんも、旗を立てるような指導をした方がいいのではないのでしょうか。法律が変わらない事にはどうしようもないですね。

事務局

はい。

議長

どうぞ。

事務局

先程、第3号議案で提案させていただいた長崎県とのまき網の件で、事前の聞き取りに五和町と苓北町に行きましたが、ミニボートを車に乗せてきたり、熊本方面からミニボートで来たりして、A海区とB海区の沖なんですけど、そういったところまで、ミニボートが来ていて、そんな沖になれば、波があるとミニボートは視認できない状況で、まき網も問題だけれども、ミニボートも問題との話でした。

ミニボートに関しては、インターネットとかでも遊漁者のマナーということで、細かなルールとか記載されています。また、江口組合長からも言っていただきましたが、見えやすいように目印を立てる等のルール等も載っておりますので、もし可能であれば、釣具店とか関係するところに、チラシのコピーなどを配布して、ミニボートの購入者や釣りに行く人がいれば、周知してくださいとの活動は検討していきたいと思います。

議長

山本釣り具の店員さんにはですね、ボートをさせる場合は、そういった指導をしてくれというお願いはしています。まだ、文章では

やってませんけれども。

鎌賀委員

はい。

議長

はいどうぞ。

鎌賀委員

ミニボートは、漁業に支障があるという他に、海上交通安全の話ですし、人命に関わる話なので、県の方でも、これだけ委員会で話題になってますから、もう少し実態を調べて、海上保安部にこういった話がありますと話をしたらいかがでしょうか。

議長

海上保安部とも何度も協議を重ねてきましたけれども、法律には勝たないんですよ。海上保安部も。

鎌賀委員

いや、それは人命の話ですから。事故が起こったら。

議長

そういう話もするんですけど、海上保安部も法律ですからと、強く出きれないんですよ。指導してくださいというけど、指導できないというんですよ。

鎌賀委員

指導はできますよ。法律に基づいて。

議長

聞かん訳だから。ほんとですよ。海上保安部と漁業者が喧嘩ですよ。それでも聞かないんですよ。海上保安部は指導はしても、相手が聞かないので指導にならないですよ。とうとう、斜路を封鎖して車が入らないようにしました。市と県の方をお願いして。

鎌賀委員

今まで、したことはないの、それなりのインパクトはあると思いますよ。

事務局

今、鎌賀委員からも御意見いただきましたので、県から言えば実績にもなりますし、やはり危険ということは周知しておかないといけないと思いますので、そのあたりは県の方で考えて対応したいと思います。

議長

養殖業者とミニボートとの問題があったので、漁協が指導した結果、多くの遊漁者が赤い旗を立てるようになった。あれで良いのではないかなと思います。

まあ、そういうことでございます。
これで第363回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。
本日はどうもありがとうございました。